

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

香川県知事

殿



協議者

住所

氏名

年 月 日
東京都港区三田三丁目5番19号
ユニチャー株式会社

代表取締役 高原 豪久

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和4年9月9日 4廃対第253568号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	金生商事株式会社 代表取締役 藤川 聖文	変更なし	
	住所又は所在地	愛媛県四国中央市金生町下分2102番地の1	変更なし	
	事業場の所在地	香川県観音寺市豊浜町箕浦字大西甲2518番地3	変更なし	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	紙おむつの製品くず又は不良品	変更なし	
		種 類	廃プラスチック類、紙くず	変更なし
		性 状	固形物	変更なし
		1年当たりの最大搬入量	100t /年	変更なし
	排出事業場	名 称	別紙のとおり	別紙のとおり
		所 在 地	別紙のとおり	別紙のとおり
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		機械試運転時の半製品及び 製品 不良品	変更なし	

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	排出事業場を追加するため。		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

別紙

変更事項			変更前	変更後
県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しよとする産業廃棄物	排出事業場	① 岐阜精工株式会社本社工場 ② 岐阜精工株式会社大垣工場 ③ 株式会社瑞光新本社工場 ④ 株式会社瑞光中工場 ⑤ 株式会社瑞光鶴野工場 ⑥ 株式会社瑞光中島工場R ⑦ 株式会社瑞光大東市工場R ⑧ 株式会社大昌鉄工所（金生工場） ⑨ 株式会社大昌鉄工所（川之江工場） ⑩ ウダカエンジニアリング株式会社	① 岐阜精工株式会社本社工場 ② 岐阜精工株式会社大垣工場 ③ 株式会社瑞光新本社工場 ④ 株式会社瑞光中工場 ⑤ 株式会社瑞光鶴野工場 ⑥ 株式会社瑞光中島工場R ⑦ 株式会社瑞光大東市工場R ⑧ 株式会社大昌鉄工所（金生工場） ⑨ 株式会社大昌鉄工所（川之江工場） ⑩ ウダカエンジニアリング株式会社 ⑪ ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社
		所在地	① 岐阜県安八郡安八町南篠 1290 番地 1 ② 岐阜県大垣市外渕 2 丁目 177 番地 ③ 大阪府茨木市彩都はなだ 2-1-2 ④ 大阪府摂津市鳥飼中 2-2-36 ⑤ 大阪府摂津市鶴野 3-2-1 ⑥ 大阪府大阪市西淀川区中島 2-9-105 ⑦ 大阪府大東市新田中町 1-29 ⑧ 愛媛県四国中央市金生町下分 200-1、211、210-1、918-1、922-1 ⑨ 愛媛県四国中央市川之江町 910、906-1 ⑩ 愛媛県四国中央市川之江町 577	① 岐阜県安八郡安八町南篠 1290 番地 1 ② 岐阜県大垣市外渕 2 丁目 177 番地 ③ 大阪府茨木市彩都はなだ 2-1-2 ④ 大阪府摂津市鳥飼中 2-2-36 ⑤ 大阪府摂津市鶴野 3-2-1 ⑥ 大阪府大阪市西淀川区中島 2-9-105 ⑦ 大阪府大東市新田中町 1-29 ⑧ 愛媛県四国中央市金生町下分 200-1、211、210-1、918-1、922-1 ⑨ 愛媛県四国中央市川之江町 910、906-1 ⑩ 愛媛県四国中央市川之江町 577 ⑪ 愛媛県四国中央市川之江町 4087-24
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	① 日本通運株式会社 代表取締役 齋藤 充 ② 金生商事株式会社 代表取締役 藤川 聖文	① 日本通運株式会社 代表取締役 堀切 智 ② 変更無し	
	住所又は所在地	① 東京都港区東新橋一丁目 9 番 3 号 ② 愛媛県四国中央市金生町下分 2102 番地の 1	① 東京都千代田区神田和泉町 2 番地 ② 変更無し	